

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第88号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

京都府立学校教職員の勤務条件との均衡を失しないよう、時間外勤務手当の割増し等の措置の対象となる1箇月につき60時間を超える時間外勤務（以下「基準時間超過時間外勤務」といいます。）に、週休日（正規の勤務時間が割り振られていない日をいいます。以下同じ。）における勤務のうち教育委員会が定めるものを加えることとした。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

（参考）

現行の京都市教職員の給与等に関する条例においては、基準時間超過時間外勤務について、通常の時間外勤務手当より割増しをした時間外勤務手当を支給し、又は当該割増しをした時間外勤務手当と通常の時間外勤務手当との差額分の手当の支給に代えて、正規の勤務時間に勤務することを要しない時間を指定することができますとしています。ただし、週休日における勤務のうち教育委員会が定めるもの（教育委員会規則で日曜日と定めています。）は、基準時間超過時間外勤務から除外することとしています。

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 88 号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第6項中「(週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)